

第84回メーデーに参加しましょう！

第84回メーデーは5月1日中島公園で開催されます。

午前9時30分からオープニング

10時00分開会です

郵政OB会の第2回総会を開催します

昨年5月1日メーデー終了後に結成総会を行ってから早くも1年が経過しました。この間、会員の親睦としてパークゴルフ・温泉・食事会を昨年9月に実施しました。

郵産労運動支援では「雇い止め裁判」や団交拒否の「北海道労働委員会」のたたかいに参加してきました。

来る総会ではこの1年間の反省と今後のあり方について議論をしたいと思います。

日時・5月1日午後1時頃
場所・メーデー後の懇親会場
(郵産労と同一会場)
会費・3,000円程度



(3月19日札幌中郵前のスト集会)

雇い止め撤回団体交渉拒否は不当労働行為と認定、組合の主張を認める

郵政産業ユニオン道本部と苫小牧支部は、一昨年契約社員の雇い止めに対して当局に団体交渉を申し入れたが、当局は「人事は業務の専決事項」として拒否したことに対して北海道労働委員会に不当労働行為として提訴しました。北海道労働委員会は、3月26日左記の主文を含む「命令書」(3月8日付)を組合と会社に手渡しました。

主 文

- 1 被申立人日本郵便株式会社は、申立人郵政産業労働者ユニオン苫小牧支部から、平成23年8月29日付けで申入れのあった組合員の雇い止め撤回を議題とする団体交渉に応じなければならない。
- 2 被申立人日本郵便株式会社は、第1項記載の団体交渉を拒否することにより、申立人郵政産業労働者ユニオン苫小牧支部の運営に支配介入してはならない。
- 3 被申立人日本郵便株式会社は、申立人郵政産業労働者ユニオン北海道地方本部から、平成24年2月29日付けで申入れのあった組合員の雇い止め撤回を議題とする団体交渉に応じなければならない。
- 4 被申立人日本郵便株式会社は、第3項記載の団体交渉を拒否することにより、申立人郵政産業労働者ユニオン北海道地方本部の運営に支配介入してはならない。
- 5 被申立人日本郵便株式会社は、次の内容の文書を、縦1メートル、横1.5メートルの白紙にかい書で明瞭に記載し、被申立人日本郵便株式会社が設置する苫小牧郵便局の従業員出入口の見やすい場所に、本命令書写し交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない。
- 6 申立人郵政産業労働者ユニオン苫小牧支部の被申立人日本郵便株式会社苫小牧郵便局に対する申立を却下する。